

医師の人事給与制度設計業務及び働き方改革推進支援業務に係る説明書

1 業務の概要

(1) 業務名

医師の人事給与制度設計業務及び働き方改革推進支援業務

(2) 業務内容

医師の人事給与制度設計業務及び働き方改革推進支援業務仕様書(以下「仕様書」という。)による。

(3) 履行期間

令和4年9月1日(木)から令和5年6月30日(金)まで

(4) 履行場所

地方独立行政法人長崎市立病院機構 ほか

(5) 予算額

16,048,000円(消費税相当額を含む。)

(6) 業務実施上の条件

本業務の受託者としての条件は、平成24年4月から本業務公告日までに完了した同種業務の受託実績が1件以上ある者とする。

(7) 成果品

提出する成果品は、原則として日本産業規格A4版(やむを得ない場合はA3判も可とする。)、文字サイズは全て10ポイント以上とし、紙媒体で3部作成する。併せて、データ等を収録した記憶媒体(CD-R等)についても1部提出すること。

なお、報告書の様式の詳細は、受託者との協議により別途定めるものとする。

番号	書類名	提出部数	提出期限
1	医師の人事給与制度設計業務及び働き方改革推進支援業務報告書	3部	令和5年6月30日
2	その他本業務において作成した資料等	3部	
3	データ等を収録した記憶媒体(CD-R等)	1部	

(8) 参考資料

以下の資料については地方独立行政法人長崎市立病院機構ホームページを参照すること。

<http://www.nmh.jp/organization>

ア 法人概要

(ア) 組織図

(イ) 中期目標・中期計画・年度計画

(ウ) 定款・規定等

(エ) 業務実績報告書

(オ) 財務諸表等

イ 公告ページ内で参考資料として掲載している資料

なお、ホームページに未掲載の各種関係規程は参加表明者へ別途送付するものとする。また、契約締結後、医師給与データ及び時間外データ(平成29年度から令和3年度)を貸与するものとする。

(9) その他

- ア 本手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本通貨に限る。
- イ 提出期限までに参加表明書が到達しなかった場合及び提案者としての提案資格を確認された旨の通知を受けなかった場合は、提案書を提出できない。
- ウ 参加表明書及び提案書の作成及び提出に係る費用は、提案者の負担とする。
- エ 提出された参加表明書及び提案書は、返却しない。
- オ 提出された参加表明書及び提案書は、提案資格の確認及び受託候補者の特定以外に提案者に無断で使用しない。ただし、地方独立行政法人長崎市立病院機構における長崎市個人情報保護条例施行規程(平成24年規程第9号)に基づき、開示することがある。
- カ 提出期限後における参加表明書及び提案書の差替え及び再提出は認めない。また、提案書に記載した配置予定の従事者は特段の事情がない限り変更することができない。
- キ 次の場合は、以後の提案資格を喪失し、参加表明書及び提案書を無効とする。
 - (ア) 提案資格を満たさないこととなった場合
 - (イ) 参加表明書、提案書等に虚偽の記載をした場合
 - (ウ) 特定の者を有利にし、又は不利にするような働きかけを行った場合
- ク 成果物に関する権利は、受託者固有の知識及び技術を除き、全て当機構に帰属する。
- ケ 受託者は、本業務を実施する場合においては、担当課と綿密に打合せを行うなど、相互の信頼関係を維持し、かつ、守秘義務を遵守しなければならない。また、契約終了後においても、知り得た情報を一切漏洩してはならない。
- コ 参加表明者は、提案書の提出期限の前日までは提案を辞退することができる。この場合において、当該参加表明者はその旨を記載した書面を5(3)の場所に届け出なければならない。

2 スケジュール(予定)

内容	期限等
公告日	令和4年7月19日(火)
説明書その他資料交付期間	令和4年7月19日(火)から 令和4年8月2日(火)17時30分まで
説明書等に対する質問提出期間	令和4年7月19日(火)から 令和4年8月2日(火)17時30分まで
質問に対する回答	令和4年8月8日(月)
参加表明の手続き期限	令和4年7月29日(金)17時30分まで
提案書提出要請日	令和4年8月2日(火)
提案書提出期限	令和4年8月22日(月)17時30分まで
ヒアリング実施日	令和4年8月26日(金)又は8月29日(月)
決定・非決定通知日	令和4年8月30日(火)
見積書提出期限	令和4年8月31日(水)
契約締結予定日	令和4年9月1日(木)

3 参加表明の手続き

(1) 提出書類

ア 公募型プロポーザル参加表明書(第1号様式)

イ 担当者連絡先(様式ア)

(2) 提出期限

令和4年7月29日(金)17時30分必着(提出期限内に下記(3)に到達していること。)

(3) 提出場所

長崎県長崎市新地町6番39号

地方独立行政法人長崎市立病院機構 理事長室(電話:095-822-3251)

(4) 提出方法

持参、郵送(配達証明付き書留郵便に限る。)その他宅配(郵便法(昭和22年法律第165号)第4条第

2項及び民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第1項に規定する信書の送達ができる方法に限る。)の方法による。電子メール及びファクシミリによる提出は受け付けないので留意すること。

4 提案資格の確認

参加表明書を提出した者について、公募型プロポーザル参加資格確認通知書により通知するとともに、プロポーザル参加要請書により提案書の提出を要請する。

なお、提案資格が認められなかった者に対しては、選定しなかった旨及び選定しなかった理由を公募型プロポーザル参加資格確認通知書により通知するものとする。

通知予定日 令和4年8月2日(火)

5 説明書等に対する質問

(1) 受付方法

質問書(様式ク)に記載の上、電子メール又はファクシミリにより下記(3)に送信すること。併せて、その旨を電話により連絡すること。なお、提出書類に関する記入方法など事務手続きに関するものを除き、電話等による照会には応じないので留意すること。

(2) 受付期間

公告日から令和4年8月2日(火)17時30分必着

(3) 質問書送付先及び連絡先

地方独立行政法人長崎市立病院機構 理事長室

電話:095-822-3251

E-mail:rijichoshitsu@ncho.jp ファクシミリ:095-826-8798

(4) 質問に対する回答

令和4年8月8日(月)までに質問を取りまとめ、「質問回答書(様式ケ)」により提案資格を満たす者すべてに直接電子メールで回答する。ただし、質問内容等を考慮した結果、直ちに回答した方がよいと思われるものについては適宜回答する。

6 提案書の提出

(1) 提出書類

文書番号	書類名	備考	作成要領
1	提案書	第4号様式	
2	組織調書	様式イ-1 様式イ-2	
3	業務等実績調書	様式ウ-1 様式ウ-2	平成24年4月から本業務公告日までに完了した同種業務の受託実績について記載し、記載内容を証明する書類(契約書、仕様書の写しなど)を添付すること。
4	配置予定者調書	様式エ-1 様式エ-2	担当者ごとに記載すること。
5	参考見積書 (税込)	様式オ	① 予算額を超える場合は、審査の対象としない。 ② 仕様書の「5 業務の内容」の業務ごとに明細を記載すること。 ③ 値引き、マイナス計上をしないこと。
6	業務の実施方針	様式カ-1	業務への取組体制、業務実施上の配慮事

		様式カ-2	項等を簡潔に記載すること。
7	業務の実施手法	様式キ-1 様式キ-2	業務の実施手順を示す業務フローを記載すること。
8	企画書	任意様式	仕様書の内容を踏まえ、任意様式で「5業務の内容」の業務ごとの具体的内容、テーマ、実施回数、実施方法、期待される効果について記載すること。
9	業務工程表	任意様式	業務全体行程が分かる工程表を提出すること。
10	団体の概要書	様式サ	コンソーシアムを結成する場合は、団体ごとに作成すること。

(2) 参考見積の提出

提案書に記載する内容を踏まえて、本業務に係る参考見積書(税込)を提出すること。

ただし、その取扱いは積算の際の参考及び受託候補者特定のための基準の一部として用いることとする。

(3) 書類作成上の注意事項

用紙サイズは原則として日本産業規格A4版とし、文字サイズは全て10ポイント以上とする。ただし、やむを得ない場合はA3版も可とする。なお、提案にあたっては別途示す仕様書に基づき提案することとするが、仕様書に記載のない内容であっても、本業務を実施するにあたって有益であると考えられる内容については提案を妨げない。

(4) 提出部数

提出書類一式をセットにしたものを10部(うち2部は会社名あり、8部は会社名なし)とし、「提案書(第4号様式)」については、裏面を白紙とする。また、会社名なしの書類については、会社又は法人名、ロゴ、所在地等、提出者を特定できるような内容は記載しないこと。

(5) 提出期限

令和4年8月22日(月)17時30分まで【必着】(提出期限内に下記提出場所に到達していること。)

(6) 提出場所

〒850-8555 長崎県長崎市新地町6番39号

地方独立行政法人長崎市立病院機構 理事長室(電話:095-822-3251)

(7) 提出方法

持参、郵送(配達証明付き書留郵便に限る。)その他宅配の方法(郵便法(昭和22年法律第165号)第4条第2項及び民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第1項に規定する信書の送達ができる方法に限る。)による。

7 ヒアリング

提出された提案書について、提案者から説明を受けるためヒアリングを行う。

(1) 実施日

令和4年8月26日(金)又は8月29日(月)

(2) 持ち時間

説明(プレゼンテーション)及び質疑応答を実施する。持ち時間については参加者数に応じて設定することとする。なお、詳細については別途、ヒアリング予定表(様式コ)にて通知する。

(3) 出席者

2人以内とする。

(4) その他

説明は事前に提出された提案書に沿って行うこととし、資料の追加は認めない。なお、新型コロナウイルス感染症の感染状況に応じて、テレビ会議方式等でヒアリングを行う場合がある。

8 受託候補者の決定・非決定に関する事項

特定審査委員会による提案書及びヒアリングの評価結果を基に、受託候補者を決定し、受託候補者として決定した者に対しては、決定通知書により、受託候補者として決定しなかった者に対しては、非決定通知書により、それぞれ結果を通知する。

結果通知予定日 令和4年8月30日(火)

9 受託候補者特定のための基準

受託候補者を特定するための基準は、「評価基準」のとおりとする。

10 契約書の作成の要否

要

11 担当

〒850-8555 長崎県長崎市新地町6番39号
地方独立行政法人長崎市立病院機構 理事長室
電話:095-822-3251
ファクシミリ:095-826-8798
E-mail:rijichoshitsu@ncho.jp